

第六十一回国会 衆議院 地方行政委員會會議錄 第二十五号

昭和四十四年四月二十二日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 鹿野 彦吉君

理事 大石 八治君

理事 細田 吉藏君

理事 山口 鶴男君

理事 折小野良一君

青木 正久君

岡崎 英城君

桂木 鉄夫君

吉川 久衛君

渡海元三郎君

井岡 大治君

河上 民雄君

安井 吉典君

門司 亮君

林 百郎君

出席國務大臣

自治 大臣 野田 武夫君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 荒井 勇君

自治政務次官 砂田 重民君

自治省行政局長 長野 士郎君

自治省財政局長 細藤 道一君

四月二十二日

委員村上勇君及び細谷治嘉君辭任につき、その補欠として渡海元三郎君及び安井吉典君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安井吉典君辭任につき、その補欠として細谷治嘉君が議長の指名で委員に選任された。

四月十八日

地方公務員法の一部を改正する法律案反対に関する請願(安宅常彦君紹介)(第四四七六号)

同(阿部昭吾君紹介)(第四四七七号)

同(阿部助哉君紹介)(第四四七八号)

同(赤路友藏君紹介)(第四四七九号)

同(淡谷修藏君紹介)(第四四八〇号)

同(井岡大治君紹介)(第四四八一号)

同(井手以誠君紹介)(第四四八二号)

同(猪俣浩三君紹介)(第四四八三号)

同(石川次夫君紹介)(第四四八四号)

同(石野久男君紹介)(第四四八五号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四四八七号)

同(板川正吾君紹介)(第四四八八号)

同(江田三郎君紹介)(第四四八九号)

同(小川三男君紹介)(第四四九〇号)

同(大出俊君紹介)(第四四九二号)

同(大柴滋夫君紹介)(第四四九三三三)

同(大原亨君紹介)(第四四九四号)

同(岡田利春君紹介)(第四四九五号)

同(岡田春夫君紹介)(第四四九六号)

同(岡本隆一君紹介)(第四四九七号)

同(加藤勘十君紹介)(第四四九八号)

同(加藤清二君紹介)(第四四九九号)

同(加藤万吉君紹介)(第四五〇〇号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第四五〇一号)

同(勝間田清一君紹介)(第四五〇二二二)

同(角屋堅次郎君紹介)(第四五〇三三三)

同(金丸徳重君紹介)(第四五〇四四四)

同(神近市子君紹介)(第四五〇五五五)

同(唐橋東君紹介)(第四五〇六六六)

同(田邊誠君紹介)(第四五〇七七七)

同(林百郎君紹介)(第四五〇八八八)

同(畑和君紹介)(第四五〇九九九)

同(平等文成君紹介)(第四五一〇〇〇)

同(山口鶴男君紹介)(第四五一〇一一)

同(山田重目君紹介)(第四五一〇二二)

同(山中吾郎君紹介)(第四五一〇三三)

同(米田東吾君紹介)(第四五一〇四四)

同(井上普方君紹介)(第四五一〇五五)

同(井上三郎君紹介)(第四五一〇六六)

同(神門至馬夫君紹介)(第四五一〇七七)

同(阪上安太郎君紹介)(第四五一〇八八)

同(實川清之君紹介)(第四五一〇九九)

同(島上善五郎君紹介)(第四五一〇一〇)

同(島本虎三君紹介)(第四五一〇一一)

同(下平正一君紹介)(第四五一〇一二)

同(田中武夫君紹介)(第四五一〇一三)

同(田邊誠君紹介)(第四五一〇一四)

同(田原春次君紹介)(第四五一〇一五)

同(多賀谷眞穂君紹介)(第四五一〇一六)

同(高田富之君紹介)(第四五一〇一七)

同(只松祐治君紹介)(第四五一〇一八)

同(橋兼次郎君紹介)(第四五一〇一九)

同(千葉佳男君紹介)(第四五一〇二〇)

同(戸叶里子君紹介)(第四五一〇二一)

同(堂森芳夫君紹介)(第四五一〇二二)

同(中井徳次郎君紹介)(第四五一〇二三)

同(中澤茂一君紹介)(第四五一〇二四)

同(中嶋英夫君紹介)(第四五一〇二五)

同(中村重光君紹介)(第四五一〇二六)

同(永井勝次郎君紹介)(第四五一〇二七)

同(楠崎弥之助君紹介)(第四五一〇二八)

同(成田知巳君紹介)(第四五一〇二九)

同(野口忠夫君紹介)(第四五一〇三〇)

同(野間千代三君紹介)(第四五一〇三一)

同(芳賀實君紹介)(第四五一〇三二)

同(長谷川正三君紹介)(第四五一〇三三)

同(畑和君紹介)(第四六一七五五)

同(華山親義君紹介)(第四六一七六六)

同(原茂君紹介)(第四六一七七七)

同(平岡忠次郎君紹介)(第四六一七八八)

同(平林剛君紹介)(第四六一七九九)

同(広沢賢一君紹介)(第四六一八〇〇)

同(広瀬秀吉君紹介)(第四六一八〇一)

同(八木昇君紹介)(第四六一八〇二)

同(安井吉典君紹介)(第四六一八〇三)

同(柳田秀一君紹介)(第四六一八〇四)

同(山内広君紹介)(第四六一八〇五)

同(山崎始男君紹介)(第四六一八〇六)

同(山花秀雄君紹介)(第四六一八〇七)

同(渡辺芳男君紹介)(第四六一八〇八)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

同(米内山義一郎君紹介)(第四六一八〇九)

本会議の終了後、五時半に終わればひとつ審議をいたしまして、このようなことで一応の話し合いがなされておったのでございます。本会議が五時五分から十分の間に終了いたしましたので、当然審議に入つていただけるものと思つておつたのでございますが、これに対して、きょうは審議をやめようというやうなことでございまして、それで、安井さんの御主張のように、私もできる限り多くの時間をかけて審議を尽くしたい、こういうやうなことから、それには日が六日間と切られてゐるのだから、六日間の中で九時までも十時までも、場合によつたら十二時までも御苦勞願つて、お互いに審議しようじゃないかというこゝとも考へ、その線に沿つて努力いたしてまいつたわけでございますが、その日はやめよう、こういうこととて、やめなければ半日だけということにしてほしいというから、私はやめるよりは、半日というふうになつても、貴重な審議時間を、やはり皆さんの御意見を詳細に発表していただき、すなわちには妥協だと考へましたので、独断で——これには与党の理事諸君からは非常な不賛成の声があつたのですが、私は独断で、けつこうです、こういうことで半日の計算にいたしました審議をお願いし、無事その日は六時半まで審議をお願いして終つたというやうな実情をもつてまいりました。そうしたことからいたしまして、きょう、半日分の午前中、こういうやうなことで十二時までに終つていただきたい。あとの法案がいろいろと控えておりますので、そのやうなことで、いままでは時間の制限をあまりやらなかつたのですが、きょうはひとつやうなやうなことで御協力願ひたいというこゝとで、たまたま最も遠慮の深い安井さんの御意見を拝聴する時間に制限をしないでならなくなつたといふことは、まことに申しわけない、残念なことですが、また、これには安井さんの個人的な問題から、過日北海道に帰らなければならぬといふやうなこゝのために、きょうはやめて、そしてやうなやうなこゝになつたわけでございますので、まことに申しわけありません

が、この点を御了承くださいまして、きょうは午前中に上げるやうな方向をたどつていただき、そして残余の法案については、また理事会を開いてあらためて御相談を申し上げる。

繰り返して申し上げますが、私は、民主政治はできる限り少数の方々の意見も十分聞きながら、最後には多数の意見に従つてものごとをきめていくといふ、このことのルールを守つていきたいてい当初から考へ、ここに民主政治の秩序があり、また発展があるものと考へております。私の至らざるところは、どうぞひとつ何かと教えていただいて、よろしく御協力くださることをお願い申し上げるものであります。時間もたちますから審議に入つていただくことをお願いいたします。よろしくどうぞ。

○林委員 閣下。委員長がしばしば言われております、きょうも言われましたけれども、交付税法の一部改正といふやうな定年制法をからめて、その二法案を十回の審議で上げたいといふのは、それは委員長希望として出たわけであつて、われわれがその両法案を十回の審議で上げるということを知したはずはないのであります。ただ、交付税法の一部改正を先にやるとすれば、十回のうちの五回と五回では無理だから、少なくとも六回は必要でしよう。こう言つておるわけであつて、もう委員長は、われわれが十回というワケをのんでしまつて、それから六回引けばあと四回で、地方公務員法の一部改正が当然審議を終了する約束をしてしまつたやうな、そういう意味のことをおつしてやつておるが、これははなはだ心外だと思ふんですよ。これは委員長の人格からいつても、そのやうなことは是正をしていただきたいと思ふ。われわれは、少なくとも交付税の一部改正は、五回では無理だから六回にしましやう。しかし定年制に至つては四回とか五回とかいふやうなワケをここのむわけにはいきませんといふことをはつきり言つたはずであります。

それから、きょうも私は委員長にどういふ御心算かただしたいと思ひますが、少なくとも野党の四党が反対する法案を本会議へ緊急上程をする、このことの委員長の御立場もあるから、きょう交付税の一部改正を本会議にかけるために野党は協力しましやう、そう言つておるわけなんです。それから、野党がそのやうに委員長に協力するならば、定年制の趣旨説明くらいは二十四日に延ばして、二十四日から三つくりと趣旨説明から質疑に入るという形のほうがいいのではないでしようか。それでなければ、いままで野党が協力したことが全部御破算になるんじゃないか、こうわれわれは建設的な意見を言つておるのであります。それを委員長は、どうしても十二時というワケをきめてしまつて、十二時、十二時、そして十二時過ぎたら定年制の趣旨説明をどうしても強行したいといふやうなこゝとでございしますから、これは委員長のお口で言うことと実際の考へておることとは食い違ふと思ひます。だから私は、十二時以後に理事会を開きになつて御相談くださるのはいいけれども、やはり野党の協力も委員長は大局的な立場からくみ取つて——委員長ですから、自民党の委員長ではないんですよ。この委員会には野党もあるわけですから、与党と野党のそれぞれの立場をお考へになつて、そして円満に委員会の遂行をお考へになつていただくと思ひます。

なほ、十回を六回と四回に分けることをすでに野党側がのんでおるやうな意味での御発言は、これは訂正していただきたい。委員長の人格にかかわることですから、訂正していただきたい。そういう意味での御発言でないならばけつこうですがね。私たちの立場も……。

○鹿野委員長 よく承りまして、いろいろこれに對するお話もありますが、あらためてそうしたこととは理事会においてよくお話を承ることにいたします。それから、一応審議を進めることにいたしたいと思います。

○安井委員 いま委員長の御発言の中で、いろいろありますが、なるほど私も、金曜日でしたか北海道に帰りましたけれども、これはいづゆる金曜火来といふやつではありませんで、江田書記長と

一緒に北海道一区と五区の遊説なんで、自分の選挙区には行つておりません。全国遊説の班としていまやつておるわけでありまして、ですからその点はつきり申し上げたいといふことが一つ。

それからもう一つは、私がさつき申し上げたのは、私も初めて来て初めて理事会をちよつとのは、私初めですが、運輸委員会あの暴挙をリードされた細田理事が、この委員会を同じやうな形でリードするのではないかと危惧を抱くわけなんです。まだそこまですべていふかどうかはわかりませんが、その点は非常に心配になりました。その点を率直に申し上げて、これはあすでもあさつても、理事会等の際にさらにもう少し御検討を願つておきたいと思ひます。

それからまた、民主主義のルールとして少数の意見をあくまでもよく聞くのがルール、こういう委員長御発言は全くそのとおりだと思ひます。ですから、これからの法案審議の中でも、きょうはもう終つて一応約束されているからしかたないにいたしましたけれども、今後の法案審議の中で、委員長としてそのおこしを守るやうな運営をひとつしていただきたいと思ひます。

○安井委員 問題はたくさんありますが、初めに産炭地の財政問題をちよつと伺つておきたいと思ひます。いづゆる石炭問題で産炭地は激動が続いてゐるわけでありまして。政府も新しい対策を出して、衆議院も二法案を議決しているわけでありまして、自治体財政がこの産炭地の激動の中でたいへん苦勞をしております。産炭地自治体のほうでは、特に特別交付税等の措置を強く要請してきてゐるわけでありまして、四十三年度においてどれくらい措置されたのか、それからひとつ伺つておきたいと思ひます。

○野田国務大臣 ちよつと、数字ですから政府委員から申し上げます。

○細野政府委員 四十三年度の普通交付税その他算入は御存じのとおりでございます。特別交付

税におきましては三十八億八千万円でござい

す。
○安井委員 そのうちいわゆる産炭地の特別需要

に向けられた分はどれくらいですか。
○細郷政府委員 これは、御承知のように、い

ずれも産炭地の特殊事情を反映しての措置でござ

います。その中で炭鉱離職者対策、失付事業、鉱

害復旧、鉱業市町村振興、ボタ山対策、石炭対

策、終閉山の水道対策、特殊鉱害ポンプ、そう

いったようなものが大部分でござい

ます。
○安井委員 いまの三十八億八千万円のうちの

産炭地特別需要向けの金額、それを何っているわ

けです。たしか四十二年度は三十億四千万円

でしたね。そのうち十三億四千万円がストレートにそ

れに向いた分だというふうに聞いておりますが、

それに当たる分は計算できないのですか。

○細郷政府委員 産炭地対策として、私はこれは

産炭地の特殊事情に対して見たものが全部だと考

えておりますが、この中でたとえば生活保護、こ

れは御承知のように普通の標準よりも多い場合に

措置をする、それが七億二千七百万円でございま

す。それから要保護児童の措置、これが一億四千

九百万円でございまして、して申すならばそ

れ以外は事業的なもの、こういうふうに御理解い

ただいていいかと思ひます。なお、このほかに地

方債も措置をいたしております、四十三年度で

は三十五億円の措置をいたしております。

○安井委員 四十四年度の地方交付税は総額が

ふえるわけでありまして、当然特別地方交付税

もふえる、こういうことになろうと思ひます。し

たがって、産炭地に対する配分もふえていくとい

うことになろうと思ひますが、特殊な構

想をお持ちですか。

○細郷政府委員 今回新しい石炭対策がござい

ました。これを機会に地元団体において振興計画をつ

くつていただいて、その計画の達成のために私ど

も財源措置をしてまいりたい、かように考

えております。その点につきましては、政府におい

ても今四十億円の産炭地市町村交付金というのを

予算に計上いたしております。その配分も、まだ

配分の方法は具体的に最終決定を見ておりません

が、いま私も通産省とも打ち合わせ中でござい

ますが、これを前向きに事業に充てたいと考えて

おります。さらに、振興計画を達成するために、

必要でありますれば地方債、特別交付税等におい

ても、私のほうとしても最大限の努力をしたい、

かように考えております。

○安井委員 いまおっしゃった新しくできた産炭

地振興市町村交付金であります、その交付の要

領についてはいまなお御検討中だということであ

りますが、山に残っている人たちの生活の保障等を

中心にした形に使われるべきだと思ひます。通産

省あるいは自治省におきまして、あまり変なひも

をつけると効果がそこなわれるおそれがあるま

す、その点どうでしょう。

○細郷政府委員 あまり細分化してやるとい

うことは、私も反対でございまして。できるだけ包

括的に配分ができるようにしたい。ただ、その配分

にあたる基準をどういうふうにするかということ

については、まだ最終的な結論を得ておりませ

ん。

○安井委員 もう一つこれで確認をしておきたい

わけでありまして、この交付金が地方交付税の配

分に影響があるようになっていると私は思いま

す。これはせっかく設けられた地方財政措置であ

り、四十三年度の産炭地市町村の特交要望額は百

二十九億円というふうに私聞いておるわけであ

る、それに対して三十八億四千万円が現実には支

出になっていないわけですね。だから、十億円の交

付金でできたからといって普通交付税あるいは特

別交付税が減らされるということでは困ると思

ひます。その点はつきりしたお考えを

何ておきたいと思ひます。

○細郷政府委員 産炭地は非常にづらい運営をや

らざるを得ない事情にございまして、私どもも

できるだけ応援をしたいという趣旨から今回の十

億円は外ワケでやるように考えております。

○安井委員 その点はつきり確認をしておきたい

わけでありまして、次に、人事院の勧告による地方財政措置であり

ますが、昭和四十四年度におきまして人事院がど

のような勧告をするのか、これはまだわからない

わけですが、一応政府は国家公務員に対する措置

を四十四年度当初予算の中に組み入れられており

ます。同様に、地方財政計画の御説明の中にも、

地方公務員分が措置されているという御説明であ

りました。この交付税の中に具体的にどうい

うな形で財源が置かれているのか、それをひと

つ伺います。

○細郷政府委員 昨年と同様な方法で基準財政需

要額の各費目にそれぞれ算入いたしております

で、その総額は九百五十億円でござい

ます。
○安井委員 自治体がそれぞれ予算を組む場合

に、その分はどういうふうにして組んでおくよう

に指導をされているのか。それからまた、九百五

十億円の根拠はどうか。それをひとつ伺いま

す。

○細郷政府委員 自治体ではこれだけの追加財政

需要額に対する財源措置をしておきたいので、

これに相当する財源を基礎に留保しておくように

一般的には指導いたしております。

それから、この基礎は本年度と同様な、本年度

といひますのは四十三年度、四十三年度におき

ます給与改定と同程度のものが同じ期間と申し

ますか、要するに七月で来た場合に見込まれる額が九

百五十億、こういうことでござい

ます。
○山口(鶴)委員 ちよつと関連して、そうしま

す、はつきりお尋ねしたいと思ひますが、この地

方財政計画の一四ページ「第四 歳出の概要」の

中におきまして、一般行政経費がござい

ます。これとは別に「給与関係経費」(給与改

善措置に必要な経費の増)、ここに総額として七

百二十三億、地方費として五百九十七億ござ

います、この五百九十七億は先ほど申し上げた

五百億の中から三百五十三億を引き当てにす

れば

合計九百五十億ということになるわけですね。そ

してこの九百五十億は昨年同様と申し

ます。八〇の人事院勧告が出た場合に七月から

実施するに必要な経費である。さらにまた、具

体的に言いますならば、給与改善措置に必要な経

費の増五百九十七億は、国家公務員の給与改善

と同様に五〇の人事院勧告がなされた場合に七

月から実施するに必要な経費である。しかし、こ

れでは十分だからというので、三〇分を結局一般

行政経費の中に組み込んで九百五十億、か

ように理解してよろしいわけですか、具体的

にお答えいただけます。

○細郷政府委員 大体おっしゃったとおりと思

ひますが、財政計画上は、給与費の部分に五百九

十七億一般財源で措置をいたしております、そ

の残り部分は災害等の年内の追加需要と合

せて五百億、こういうふうにご覧になっていただ

けましたら、前年度と同じ程度のものが行

なされるという前提のもとに九百五十億を措置

したわけでございます。

○山口(鶴)委員 昨年は八百五十億その他の行政

経費に組みまして、このうち給与改善が七百五十

億、そうして災害が百億、こういうことでござ

いましたね。したがって、昨年災害で見た経費と同

様というものを考えますならば、五百九十七億

に四百億をプラスして九百九十七億というも

のが給与改定に引き当てる財源として見ることも

可能だ、こう思ふのでありますが、その点はい

かがですか。

○細郷政府委員 追加財政需要をどの程度見る

かということになるのだらうと思ひます。前段の給

与費は前年度という計算でござい

ます。あと追加財政

需要にどの程度見たいかというのを、一応百

億程度見るか、百五十億程度見るか、これは財政

計画をつくる過程においての財源の問題もござ

います。今回は、そういう意味では予備費と申し

ま

ならぬと思いますが、どうですか。

○野田国務大臣 私には安井さんが、せっかくおつしやいます。私は違ひです。一貫して努力しております。そんなにかげんな、その場限りの話、私という人間はしたくないのです。現に実行して、ことに先ほど山口さんからお話が出ました、私が総務長官時代も、ほんとうにいろいろなことで、わずかでせよ、一月月ですが、これも私は非常に努力をした。この前の給与関係の閣僚会議でも、完全実施にどうしても努力していかねければならぬというかたい私の何といひますか、政治的な考え方なんです。今度も、四十四年度から完全実施いたしますという事は、これは私だけでは言えないことです。これは事実です。いろいろな財政当局の意向もありましよう。しかし、努力するというにつきましては私は必ず努力する。完全実施をいたしますという事は、私の立場で言明できませんですから、努力することは間違ひなく努力したいと思っております。

○安井委員 完全実施できるという約束ができるのは、これはやはり総理大臣ですか。自治大臣もだめだし、総理府総務長官もだめだし、だれに答えてもらえばいいのでしやうかね、完全実施は。

○野田国務大臣 これは、御承知のとおり、関係閣僚会議がありまして、そこで結論を出すのでありますから、おのおのはその点において努力する。しかし、大体の傾向として四十四年度ではたしてそれが完全に実施ができるかということに言明せたいという事は、これは少し無理なことでございまして、私は地方公務員の関係でございしますが、給与関係は、人事院の勧告は国家公務員に対する勧告、地方公務員はこれに準じてやる、これがいまの給与に対する政府の原則的な姿勢であります。したがって、私が四十四年度で実施いたしますと申しまして、国家公務員がどうなるか。しかしながら、何と申しますか、最善の努力をするということは、多少いろいろな事情を勘案して申すことでありまして、努力するということ

は、四十四年度の給与の問題の解決にあたりまして、その熱意をもって当たりたいたと私が申し上げても、これは国家公務員のほうもございまして、私に、そう約束したからとおっしゃっても、これは安井さんも百も御承知のとおり、私一人がここで約束してもできるものではないのです。私は積極的に熱意をもってこれに当たるといふことだけはここでばっちり御答弁いたしておきます。

○安井委員 閣僚会議の中の有力メンバーとして、特に国家公務員より地方公務員のほうが多いわけでありまして、ひとつその信念を貫いていただきたいという事をいまは申し上げるよりほかないのですが、そのあとになって、主張はしたのがだめだったというふうなことになるような御努力をお願いいたしたいわけですが。

○野田国務大臣 わかりました。

○安井委員 同じ地方公務員でも、地方公営企業に働いている職員の方は、これは自治大臣限りで処理できる分野がわりあい多いわけですね。つまり地方交付税というふうなものにも一応は表向き関係はないし、ですからそのほうに少し移してまいりたいと思います。

社会党は、全国の公害の実態を調べるために公害総点検運動として全国の二十三の県をいままで党幹部が隊長になって出てまいりまして調べてきております。さらにまた、地方公営企業の今日の危機の段階で、とりあえず都市交通の実態を調べるためにそういう調べる運動も始めていて、ついでこの間も問題の深刻な横浜市の交通、京都市の交通、大阪市の交通、この三つを現地で見てまいりました。これは、さらに今後ずっと続けていくわけでありまして、私はそういう公害や都市交通等の問題点の中から拾ひまして、時間が十分ありませんが伺いをしたいと思うのです。いま話が給与のことに出たわけで、それからひとつ進めていきたいと思ひます。

とりわけ都市交通で働く人たちの分が極端におくれている。こういう実態はこの委員会でもしばしば取り上げられて、この間も細谷委員がだいいつ質問したそうでありまして、私はできるだけ重複を避けたかと思ひます。その際に大臣は、現在の地方公営企業法にもある種の行き詰まりがきておるといふこともお認めになったし、さらにまた、賃金の問題も前向きで解決しなければいけないというふうな御趣旨の御答弁もあったというふうに聞くわけでありまして、私も地方公営企業制度調査会の答申を受けて、先年改正されたいまの改正地方公企法に基づく財政再建措置、それはもう現状に対応できないのではないかと今ふうに見るわけでありまして、あの中での財政再建対策が行なわれませんでした。それまでの赤字のたな上げが行なわれ、さらにそれに対する赤字補給というふうな仕組みでありました。その再建計画を立てまして自治省は自治体の合理化を迫りました。交通でもワンマンカーがどんどん進んでいくとか、あるいは路線撤去だとか、そういうふうな日本の交通制度の上からいへば、非常にドラスチックな施策が実行されてきています。しかし、現実には赤字が減らないわけですね。さらにどんどん増大しているわけですね。私はいまの財政再建措置というものを根本的に再検討すべき時期にきているのではないかと思ふのですが、どうでしょう。

○野田国務大臣 私も先般の細谷委員の詳細な御意見と御提案その他を拝聴しまして、また各地方公営企業の内容も調べてみました。いま安井さんの御指摘になる特に都市交通関係、これらをつぶさにいろいろ内容を検討してみました。結論においては、大体私は安井さんと同感なんです。これはこのままでは財政再建計画を行なう場合に、将来の見通しはどうかという、私もきわめて悲観的な見通しです。したがって、悲観的ということと同様に、この際やはり何らかの再建計画に対するいわゆる再検討と申しますか、この段階に来ておると私自身も認めております。また、これは手をつけなくてはならないのではないかと、こういう感じを深くいたしております。大体の現在の公営企業に対する安井さんのお考えに私も同感だとお答えする以外にちよつと——この際、だいいじやうぶだとかどうだとかいうことよりは、むしろあなたの御意見に近い考えを私は持っております。

○安井委員 私はこの間京都を見てきたわけですが、京都の交通は四十四年度末に赤字が二十二億円で、そのうち不良債務が十四億円です。ところが、財政再建措置が行なわれて、路面電車の撤去だとか合理化だとか、そういうふうなものが行なわれた四十三年度において、つまり三年前に二十二億円であった赤字が五十九億円にふえております。それから不良債務も十四億だったのが四十九億円にふえています。これは横浜市でも大阪市でも同じことではないかと思ひます。

のでございます。しかし、先ほども申しましたとおり、この前、公営企業に従事される方々の給与に対して、財政再建計画に基づいていろいろの条件というものを話し合いをして、ひとつできるだけ労使間で再建計画に従うような方法をとってください。同時に、自治省としても十分考えますという約束をしているわけですから、私は、やはり労使間のそれに対する努力を一応やっていたらいい。そのときは約束したけれども、全然やらなかったというのではなくて、これは企業責任者としても、またいわゆる労使両方の方々も一応努力をさせていただきたい。その努力がどこまで実を結ぶか、またそれが不可能か可能か、ここで私はやはり自治省として考えるべき点に到達するのではないかと。だからこれは、むげに全部一〇〇%やらなければどうだということか苦しい意見を申し上げているわけではございません。実は、なぜそういうことを申し上げるかという、それは決して抽象論じゃありません。実際私も当たって見たのです。しかし、一向その努力のあとが見えぬし、ひとつもう少し真剣に熱意をもってやってみてください。私もはたして希望を出してあります。だからその点は、私のお答が非常に抽象論になっておりますけれども、実は私自身は、いろいろの対案を考えなくてはならぬ、しかしその前提として、どうしても労使間でひとつ努力をしていただいて、その結果を伺ってみたい、こう考えております。

○安井委員 労使間の話ということでありますが、地方公営企業法の改正法案の審議の際にこの委員会が確認をされているのは、再建計画と労使間の団体交渉や団体協約とどっちが効力が先なのかという点については、たしか、これは労働基本権の問題でありますから、労使間の話し合いというものが優先しますということを確認しているはずで、これはそうですね、財政局長。

○細郷政府委員 労働基本権は尊重するということでございます。

○安井委員 だから私は、労使間で話がつけば

ペースアップをいたします、それなら自治省は、はいそうですかというので許可する、何かそれでごく簡単に問題は処理されるような気がするわけですね。だから、何か計画を持ってこいと言われるのはそのことかもしれません。ところが、自治省が強制されているのは、その財政再建が、その都市におけるそれが成り立つようなことを前提にしながらならぬというのか、そういうような仕組みなわけですね。ところが、いまでもほとんど赤字がふえているわけですね、先ほど申し上げたような理由で、赤字がどんどんふえていて、対策は全くないわけですね。路面電車を撤去するという自治省の指導です。しかし路面電車を撤去すれば、すぐ簡単に財源が浮いてくるようなものなわけなわけな仕組みではないわけですね。ですから、そういうふうな仕組みの中で、理事者側に案を立てて持つてこい、持つてきたら相談に乗るといつてやるくらい妙な指導はないかと思ひます。これは現実論ですから、財政局長もつけようです。

○細郷政府委員 基本権は尊重するということになっております。ただ、再建企業は、長いことやってまいりました結果赤字が出て、それを何とか再建しようじゃないかという環境にあるわけでございます。その環境にありますこと自身は、労使双方きびしく認識をしていくべきではなからうか、かように考えるわけでございます。企業がもうつぶれかかるというときには、ペースアップだけは堂々と走るといふものもいかかと私どもは思ひうわけでございます。そういう意味合いにおいて、やはりそこは労使双方ともそういう環境にあることを認識して御議論をさせていただくことを私どもとしては指導しておるわけでございます。

○安井委員 水道と交通との違いは、水道は全体の経理内容において資本費が非常に大きいわけですね。ところが、交通は賃金部分が多いわけですね。これは事業の性格から当然そうなります。しかし、自治省の統計で見ても、料金収入に対する給与費の割合というものは、年々幾らかずつ下がってきています。ところで、その赤字の原因という

のは、従業員の給与だけに原因があるならこれはわかりやすい。それはそこだけに問題をを寄せつけて処理しようというのなら、これはわからないでもありませんけれども、しかし問題は、今日置かれてある都市交通の現状、路面電車のスピードは全く出ない。東京でも、都電がところは時速十七キロから十八キロ、二十キロ近くで走っていたのが、いまは十一キロ、この間仙台で調べてみたら、九キロの電車のスピードのところもありました。それはすべていまの政府の政策の中から出てきた問題で、特定の仙台市なり京都市なり東京都の責任じゃないわけですね。それをただ赤字があるからペースアップはできないのだということだけではなしに、ここでやはり政府に考え直してもらわなければいかぬわけですね。なぜなら、いまの交通事業の赤字が少なくなるように、少なくとも、できればなくなるようなそういう制度なり対策なりを講ずるのが先決ではないですか。問題を従業員だけになすりつけて処理しようというのが私はおかしいと思ひます。たとえば水道には、今度料金適正化のための措置について、一般会計からの繰り入れを認めましたよね。あとでまた水道の問題もお聞きしたいと思ひますけれども、そういうふうな措置を新しくつくられた。いわゆる負担区分明確化というふうな問題についての対策がぼつぼつ始めてきているわけでありまして、社会党はこいつたのをいわゆる独算制の打破という言い方で表現をしているわけでありまして、幾らか出てきた。それからまた、国庫補助の側面でも、水道は幾らかふえてきました。二十億円余り出てきました。しかし、この水道の国庫補助にしても、工業用水道のはうは今度七十四億円の補助もついているわけですね。工業用水道を使っている会社は、自治省の財政白書によりますと全国で二千二百社です。それに七十四億円の人間の飲む水道は、同じ財政白書に七千万人と書いてあります。七千万人の人間の飲む水道のはうは二十億円で、これもやっとなんと。三年前七億円で、たのですからね。それがやっとなんと二十億円で

した。しかし、工業用水道のはうはますます伸びて七十四億、しかも昭和四十六年度までこれだけ金を出すのだから料金は上げるなよという指導が行き届いているわけですね。私はこんなばかげた政治のあり方なんというものはあるものじゃないと思ひます。それは、工業用水道について自民党の議員連盟がずいぶん活躍されているということもあるかもしれませんけれども、そんなことで政治の方向がねじ曲げられてはいかぬと思ひます。特にこの交通の問題についてはほとんど対策らしいものはないわけですね。きょうも赤澤前自治大臣もおられるし、細郷財政局長等も、路面交通の渋滞の問題で去年だいたい活動されたのは私も知っておりますけれども、しかし、何も実ってはいないじゃないですか。何にもなっていないよ。全くゼロです。私はそれらの人たちの御努力には敬意を表しますが、政府自体の姿勢というのはなっていないのです。しかもこの交通の施設に対する交付税措置などというものは全くない。私は、もう少し財政再建計画を練り直してこいというのなら、その前に政府として、われわれのほうで交付税でどう見てやるんだとか、あるいは路面交通の対策としてはバスや電車というふうな大量交通については、いつもすいすい行けるような仕組みをつくってやるんだとか、これをやるのだから従業員の皆さん少しがまんをなささい。これなら話はわかりやすい。どうですか、大臣。

○野田国務大臣 都市交通、特にいま重点的に取り上げられておりますが、私も先ほどから申し上げますとおり、このまま放置してはとも財政計画が立つていくものじゃないし、立ちにくいということはよくわかります。そこで、いまのたとえば電車のスピードその他について、これも全くそのとおりでございます。先般来から当委員会においてもずいぶん議論があります。これら総合的にいゆる再検討の段階にもう直面していると私は思っております。いままですいぶん努力を重ねてこられたのでございまして、思うように実っていないという御意見でございます。

○安井委員 自治体の側からあまり折衝もないと言われる。あるいは労使の間でもっと話し合えと言われる。これは労使で鼻血を出して話し合つても解決できませんよ。労使の問題ももちろんあるかもしれませんが。しかし、それは大部分は政府の責任ですよ。政府が対策を講じなければやりようがないと私は思ふのですよ。

そこで、ひとつ財政局長に伺っておきたいと思うのですが、地方公営企業法による負担区分明確化の政令改正を地方公付税法改正に伴って当然やらなくてはならぬと思うのですが、その案はできていますか。

○細郷政府委員 目下検討中でございますが、政令改正によらないでできるのではなからうかと

○細郷政府委員 普通交付税でできるものは普通交付税で、特別交付税によるものは特別交付税、両方でやりたいと思います。

○安井委員 たえば高料金水道対策に対する繰り入れ、これは何ですか。

○細郷政府委員 これは特別交付税でやりたいと思います。

○安井委員　その議論はもう少しあとにしまし
よう。

いま交通を主体にしてやっているものですか。あとにいたしますが、したがって、交通の問題については新しい繰り入れ措置というのではないのですか。あるいは新しく行なわれるものはどんな措置がありますか。

○細野政府委員 交通につきましては、現在一般会計が持ったらいだろ、というものは軌道の撤去及び路面の復旧、それから地下鉄企業債の利子負担、そののまた出資分、こういうものを考えております。

○安井委員　一つ具体的な提案であります。路面電車を撤去するわけですね。大阪ではついに

くなりました。川崎でもチンチン電車がなくなり
ました。東京でもだんだんなくなっていく。とこ
ろが、電車の音は消えながら赤字は残るわけです。
その赤字は一体どうするのですか。企業そのもの
は残るのです。地下鉄に移っていくにいたしました
でも、あるいはまたバス事業が残っていくにしても、
そのバスの料金なり地下鉄の料金のコストの中
にすでに消えてしまった路面電車の赤字も含めた
運賃改定を——これはきょう運輸省来いてない
のですけれども、政府としてお認めになることは
できるのかどうかということです。どうでしょう。

○**細郷政府委員** 私は、都市交通はやはりいろいろな種類の交通事業、バス、電車、トロリー、地

○安井委員　いまの御答弁を聞いておりますと、どうも地下鉄ができたらく庫補助がつくので、そのころになったらいま残つた赤字も解消できるだろう、こういうことのようにありますが、現実の地下鉄は、いまのような運輸省方式の利子補給では、大阪の計算でもキロ当たり四十億圓も五十億圓も、あるいは六十億圓くらいかかっておるわけですから、一区間計算してみると料金は二百六十六圓くらいになります。二百六十六圓です。それを実際は三十圓で乗せておるわけです。一区間二百六十六圓の地下鉄を出したつてだれも乗る人はおりません。三十圓で乗せておる。だから、いまの撤去された路面電車の赤字を地下鉄の料金体系

の中で解消するなどということは、私は思いもよらないことだと思ひます。そうだとすると、いまの細郷局長のお話では、料金体系ではなしに国庫負担措置ができることによつて赤字が解消できるのだ、こういうふうにとれるわけですか。つまり、いまの路面電車の撤去の費用等については、あるいは路面電車の赤字については、地下鉄の料金ではなしに国庫負担で最後は解消してやるのだ、いままではいけないけれども、こういうふうには受け取れるわけですか、その点どうですか。

○細郷政府委員 実はその直接的に申し上げたわけではございません。やはり地下鉄も含めた総合経営ということが必要じゃなからうか。かたがた地下鉄については、その負担措置といふことが、援助措置といふものについて努力をいたしてあります。そういうようなものが整つた段階において都市交通全体を見て、どういふ措置が必要であるかを考えていきたい、こういう意味でございます。

○安井委員 地下鉄の計画がまだなくて——たとへば京都の場合は地下鉄の計画はこれからです。いまのところは路面電車の撤去の代替はバスです。そういうことになる、バス事業でこれから返していかなければいかぬわけですか。それともバス事業にも特別な国庫補助でもされるのかどうかです。そういう意味合いからすれば、バスそのものが行き詰まつておるのですから、路面電車の赤字などというものはどうしようもないじゃないですか。バスで返せるとか地下鉄がつくまでお待ちなさいとか、それまでペースアップも待ちなさいだとか、私はそういうことは少し乱暴な議論ではないかと思ひます。もう少し現状を議していかうかと思ひます。もう少し現状を議していかうかと思ひます。もう少し現状を議していかうかと思ひます。

○細郷政府委員 そのことにつきましても、先ほどもお答えしましたように、検討に値する問題だと思つております。ただ都市交通の行き方として、一つ一つだけを検討していいものかどうかという点がございまして、地下鉄の問題とも並行してものを考えようじゃないか、こういう意味のことを申し上げたわけでございます。

○安井委員 どうもきょうのところは検討に値する問題だという評価を置かれるだけのようでありますが、しかしこの問題は、地方交付税だけで全部措置できるかどうか、これは私はわかりません。しかし、そういうものについての検討がなければおかしいと思ひますが、現実にはそういう資料をお持ちですか、幾らくらいかかって、どれくらい残りそうかどうか。

○細郷政府委員 まだ概算しかできないわけですから、正確な数字を各市からとつておるわけではございません。しかし、いま見てみますと、全部資産を清算すると赤字の出ない市もあろうと思つております。

○安井委員 長野行政局長が社労のほうに行かれるそうですから、その前にちよつとだけ問題を切りかえて伺つておきたいと思ひます。

公害対策の問題で、地方自治法上の扱いでもう少し公害といふことを法律の中に明記する必要があるのではないかといふことなんです。現実には各都道府県や市町村へ出てまいりますと、多く公害課だとか公害係だとか、そういうような窓口の一元化ははかられていますが、自治省はどういうふうな指導をされていきますか。

○長野政府委員 御指摘のように、公害につきましても、各県、市町村とも非常に深い関心を持っております。最近はいろいろ組織をつくつておりますが、現在のところ、まだ公害行政全体の——全体といつては変ですけれども、国、企業、地方の三者の関係がまだ必ずしも明らかになっていないという面があるように思ひますので、そういうものをまず見届けました上で、公害行政につい

ての地方団体の関与のしかたといふものを考えていくべきではなからうかといふことであります。

○安井委員 今度の地方交付税の措置での普通交付税の計上額、それから特別交付税のほうは、これは昨年、四十三年の実績よりほか方法がないと思ひますけれども、どうなつていきますか。

○細郷政府委員 これもしばしばお答えを申し上げておりますが、四十年度の普通交付税においては、公害については事務費について措置をいたしまして、その総額は十二億、昨年の約二倍でございます。それから、この間の特別交付税においては、約六億の措置をいたしました。これも主として器械器具といったような、いわば事務費と申しますか、事業費の一部ではございますが、そういう種類のものではございます。そのほか公害対策といふわけでございまして、たとえば下水をつくるのか、あるいは緑地をつくるのか、街路を拡張するとか、いろいろあるわけでございますが、これは、それぞれについて、今回それぞれ費目を増強いたしましたので、それによつてまかなつていく。なお、大規模なものをどかつとやるときは、地方債で重点的な措置をしたい、こう思つております。

○安井委員 これは全国市議会議員長の調べなんですけれども、尼崎市の場合は、三十一年度ごろは四万四千の計上であつたのが、四十三年度になると一億三千三百万円、それから四十四年度は、三十五年度ごろは、公害対策費用が百四十九万八千円、四十二年度になつたら公害課の人員は課長以下十一名、計上額は二億一千二百万円、これは私もたぶんあちこち歩いてみますから、みんな資料がありますけれども、どこか異へ行つても、それはもう問題にならないですね。いまの公害の問題への自治体の取り組みと、それから自治省の財政あるいは行政的な指導の実態とは非常にちがひがあるといふことを知るわけでありまして、ですから、いまの自治法の規定の中にも、第二三条第三項に例示規定がありますが、あの中に入

れる必要があるのではないか。第一号、第二号、第六号、第七号、第八号といふふうないろいろな関連のありやうな規定があります。ありますけれども、そのものずばりといふ規定がないわけですね。たとえば第七号には、騒音防止といふことが入つています。それのもちろん重大でありますけれども、今日一番公害として問題になりますのは、大気汚染防止あるいは水質汚濁防止でしょう。こういうようなことがないこと自体が、自治体のほうと政府のほうとのギャップができていくといふことではないかと思ひますが、どうでしょうか。もし少し御検討になるお気持ちはありませんか。

○長野政府委員 御指摘の点につきましては、先ほどから申し上げたとおりでございます。私どもも検討をいたしております。ただ、私どもが心配いたしますことは、現在の地方自治法の中に入れていることについては、私どももそういう気持ちで検討をいたしておりますが、現在、企業と国と自治体との間におきまして、公害に対する責任といふものが、まだ必ずしも明確なかつていふことになっていないのじゃないかという気持ちを持っております。そういうときに、自治法の中に例示いたしますと、公害の責任が全部自治体の責任という形になつてくるおそれがないだろうかといふような点も、やはりもう少し検討して考えていくことがいいのではないかといふこともあります。さらに検討を加え——もちろん前向きに検討を加えていかなければならない、こう考えております。

○安井委員 現実には中央の政府がきつと対応をしておればいいんですよ。してないものだから、自治体のほうとどうん対策を講じていかなければならなくなる。それから現実の自治体の仕事の中では、公害の窓口がばらばらのものだから困るという苦情が集まる。中央の政府のほうは、厚生省だとか通産省だとか企画庁だとか建設省だとか自治省だとか農林省といふふうには、もう分野がまちまちですね。だから、いつになつても

公害全体の白書といったようなものを明らかにする機会がないわけですよ。みなそれぞれこまかな分野はあるけれども、全体のものが出ておりません。自治省も去年お調べになったようでありまして、けれども、あれは私は決して全貌ではないと思ひます。そういうことからいって、自治体のほうはどうなん先に問題の解決をやろうという努力をしているのを、ただ単にそばで手をこまねいているということでは私は困ると思ひます。これもひとつ長野さんの宿題にして御検討おきを願つておきたいと思ひます。

同時に、いまの公害財政の問題についても、財政局のほうで交付税措置の内容をもう少し検討していただくことが必要ではないかと思ひます。私のほうでいろいろ調べてみましても、公害対策に對する機材費、こういったようなものは、これまで全く交付税の対象にされてきておりません。都道府県も市町村も、それぞれが対策を持っていますわけですね。それができておりません。あるいはまた公害に對する人件費もどんどん膨張しておりますが、そういう現実に対して少しも対策が講じられておりません。こういう問題への対応というのが必要だと思ひますが、これはひとつ大臣からお答え願ひましよう。

○野田国務大臣 公害は地方の地域住民の直接の災害でございますので、当然自治省としては重大な関心を持っております。しかし同時に、これはやはり国の施策も必要であります。いま政府委員からお答えいたしましたとおり、国、地方、または企業者の関連で事を処理すべき性質のものでございます。いま御指摘の点につきましては、やはり今日まで公害対策は十分でございせんから、今後十分検討することになります。

○安井委員 長野行政局長がお急ぎだそうですから、ちょっと間に入れて、あとでまた必要に応じしてお戻りを願つて質問を続けたいと思ひます。それはそれとして、地方公営企業の場合は、あと私は特に申し上げたいのは、路面渋滞に對する対策をもっと積極的に講ずべきではないかという

こと。さらに路面電車については、これもやはり当然料金値上げの問題が出てくるわけですね。料金値上げの問題が出てくる場合に対しても、水道の料金の値上げを抑えるための交付税措置があるのだとすれば、交通についても同様な措置があつてもよいのではないか、こう思ふのですが、その点どうですか。

○細郷政府委員 水道につきましては、各地方団体が自主的に料金をきめられる仕組みになつております。交通はそうでございせんものですが、それから、すぐ右へならえというわけにはいかぬのじゃないかと思ひます。

○安井委員 つまり政府が関与してきめるわけですね。それだけに料金の値上げが出たら政府はチェックする力をお持ちです。水道料金はそれを保持していない。したがって料金の値上げを抑えるというその前提として、一般会計からの繰り入れを認めていくという仕組みは水道よりもむしろ筋が通るのではないかと私は思ふのですが、どうですか。

○細郷政府委員 交通事業については、もう先般来たたびたび御議論がございましたように、いろいろ都市環境の変化に伴う問題がございせんものから、やはりそういう問題についての検討をま

ず進めるべきであらう、こう思つております。

○安井委員 お気持だけでは困るわけでありまして、ひとつその点、完全に対策が講ぜられるような仕組みをとるべきである。それがなくて、政府がやるべきことをやらぬで、またもとへ戻るわけですけれども、賃金を押えるというふうな筋は私は通らぬと思ひます。国鉄の赤字もこれはひどいわけですね。そのために政府は特別な運賃法の改正と、それから再建特別措置法を提案をして、審議半ばにして打ち切つてまでその措置を講じようとして、いま問題は参議院にあるわけですね。これはさつきも、細田理事がそこにいますけれども、その問題の処理についての不満を私は申し上げたとおりであります。ところが、国鉄の場合は赤字がひどくて、合理化の問題もその中にあ

ります。しかし、あの中に国庫による借りかえ、その借りかえ債の利子を国がまた負担をするというそういう仕組みがあるが、あの中には今後一切ベースアップはしないという考え方は国鉄の再建の中にあります。

○細郷政府委員 私も詳細に中身は承知してはおりますが、給与の見方は、生産力向上に吸収されるものに見合つて給与をきめるといふふうに聞いております。

○安井委員 しかし、団体交渉というものが優先されることは相変わらず確認されていきます。よしとしても仲裁裁定のところまでいきます。よくいけばこれは処理しないわけにいかぬでしょう。そういうふうな仕組みの中で、国鉄のほうはそうなんだが、都市交通のほうはこれはそれはいいきません。これでは私は困るわけでありまして、あの門司さんがいま見えませんでしたので、質問は譲りたいと思ひますが、きょうはまだ公営ギャンブルの問題だとか、ここにたくさん積んであるのですけれども、そこには入れませんでした。特に地方公営企業の問題につきましては、基本的な解決の責任は政府にある。政府自体があくまで問題を解決しようという意思と責任を持つて努力をする、それこそが先決であり、そういうことを前提にして労使間の話が進む、その結果を、再建計画の改定とかそういうような形で処理をする、私はこれが筋道ではないかと思ひます。もちろん私も、根本的にいまの公営企業法そのものを改めなくちゃいけない、財政金融制度そのものを改めなくちゃいけないということでは法案を出して

います。しかし、それが通らないまでも、私がいま申し上げたような政府の責任において処理するということ、これができれば私は当面の問題は解決ができるのではないかと思ひます。

○細郷政府委員 先ほど来しばしば応答のございましたように、政府としても都市交通の将来につきましては、どういふふうにしたらいいかという

ことについて慎重な検討を進めたい、こういう考

え方でございます。

○安井委員 それは将来の問題としては社会党も提案してあります。政府にもそれはもちろん期待はいたしますけれども、現実をどうするかということですよ。現実の解決のためには、当面の政府が責任を持った財政措置について意思を示さない限り、これはなかなか地方そのものにまかせようといったってできません。私はそのことを伺つてゐるわけです。どうです、自治大臣。

○野田国務大臣 当面の問題として、公営企業全般の財政問題をどうするかということ、これは重大なことでございます。たとえば先ほど財政局長のお答えしたとおり、地下鉄の問題でも、これは地方財政だけで処理しようという考えは持つておりません。当然国の施策を伴わなくちゃならぬ。だから、地方財政計画で今日の公営企業全般をまかなつていって、いまおっしゃつた路面電車の問題を一つとらえましても、このかかえてゐる赤字をバス、地下鉄にしよわせていいていいかという、こういうことも私はなかなか困難だと思ふのです。ですから、現実にとりかかるといふいまの安井さんのお話は、交付税でもつてみんな埋めて案にしてやれ、そうすればあとは賃金なんか問題じゃないじゃないかという議論ですが、私はもつと根本的な問題——そんな当面の問題よりも、私どもの考えることは、基本的にはやはり安井さんの御意見は非常に尊重すべき御意見だと思ひます。そこにはやはり地方財政だけでやれることは十分ありますが、同時に、国会全体も考える、これではいけないと思ふのです。だから、これらの問題につきましては、私は真剣にひとつ検討してみたい、こう考えております。

○安井委員 それではこれでやめまされども、いまの御答弁程度ではこの深刻な事態の解決にならぬと私は思ひます。したがって、さらに時期をあらためて別な機会に質問を続けさせていたいただきたいことをお願いを申し上げて、これで終わります。

○鹿野委員長 次は門司亮君。

○門司委員 委員会が非常に急がれているようでありまして、したがって時間が非常に少ない、こういうようなお達しでございまして、十分に意に尽くすわけにいかないかと思ひます。

最初に聞いておきたいと思ひますことは、例の六百九十億が特例で繰り延ばされた、こういうことであります。これは実は非常に大きな問題をやらせておいて、当然地方の自治体に配付するべきものが配付されないということが一つあります。同時に、法律のたてまえから申し上げますと、一応自治省で言っておりますように、四十三年度に余った分は四十四年度には使えないんだ。したがってこれは四十五年度しか使えないんだから、一年間は政府が使っておつてもよろしい、こういう解釈だと私は思ひます。それでこういう処置がとられたんだと思ひます。したがって、これを前段で解釈をいたしますと、とんでもないことだといふことが言える。四十三年度に何も配付できないことはない。配付する意思さえあれば、特例をおこしえにないでいいのであつて、いわゆる現行法で四十四年度に使えないというのなら、それを使おうとするなら特例を一体なぜ認めなかったかといふことです。特例をこしらえれば、これは何も四十四年度に配付したからといってちつとも差しつかえない。また、四十三年度に間に合ふとか間に合わないとか言つておりましたけれども、これはむしろかしい仕事ではありませなし、事務的にやればよろしいことであつて、それはおかしいと思ひます。

しかし、そういう議論はいままで繰り返されておきますので、前段の議論はいたしません。しかし、取りかわされた文書の中で私がどうしても納得いかないのは、四十五年度にお返しになるというならば、これは法律どおりでありますから、間違つておるといふことも、曲がりなりに一応政府の言ひ分が立つかも知れない。

【委員長退席、大石(八)委員長代理着席】
しかし、その後、これを分割して払うということ

が大臣限りでできるかどうかということでありまして、地方自治体の固有の財源でありますものが、大臣の権限で分割して支払うことができるかどうかといふこと、そこまでいくと、私は特例も少し行き過ぎではないかと思ひます。この点は、大臣はどうか考へになりますか。私は、どうか考へてもその点は納得いかない。

○野田国務大臣 この特例措置の取り扱いですが、これは原則的に四十五年度で加算するという原則でございまして。ただ、そこに加えたものは、いわゆる年度間調整といふことが出てまいりまして、これはもちろん地方自治団体の意見を尊重してやることでございしますが、そういう年度間調整といふことと多少関連がございまして、たてまえては、門司さんが言われましたが、私もその考へ方は、四十五年度で全部加算する、こう考へております。

○門司委員 四十五年度で払うということが一応たてまえては、私にないときには四十六年、四十七年といふ、びしやりと年度まで御丁寧に書いてある。しかしこの問題は、大臣のきわめて大きな越権であつて、地方自治体に対する財政上のきわめて大きな干渉だと思ひます。当然、地方に配付されなければならぬものを、大臣の権限で年度間調整で都合が悪ければ延ばしていいなんてことができませんか。これは法制局長官に來てもらつてこれから相談しなければ、私の納得いかなない問題であります。委員長どうしませうかね。私は大臣の答弁だけでは承知するわけにはいかぬ。法律のたてまえをこれほど大きくくずされてはならぬ。ところが、大臣はよく御存じだと思ひますが、交付税法の中の二十条を読んでもらうと、地方自治体でいろいろな問題があつて、そして従来のたてまえからこれを改めなければならぬ、いわゆる法律的にはつきりいふならば、この法律の二十条の二項あるいは三項、四項だと私記憶いたしております。その辺のことがあつた場合には一応聴聞をし、実際の意見を聞け、こういうふうに

書いてある。もし大臣がこういう処置をおとりになるとすれば、少なくとも地方六団体の意見からいお聞きになつて処置をされるということが——他省の役人の解釈とどりに、それとこれとは違ふと言ふかも知れないが、交付税の中に二十条を設けて、そして十條ないし十五條の問題について相談をしないといふような万全の策を講じておる。地方自治体を尊重するがゆゑにこういう法律ができておるのであります。ところが、いま申し上げましたように、当然の地方自治体の財源であるべきものを大臣限りでこれが処置されるということとを六団体がちつとも知つておらないというやうなことは、地方団体の財政の問題を中心として考へますときに、この税法については、どうしてそこはだれが何といつても納得がいかない。

【大石(八)委員長代理退席、委員長着席】
したがつて、法制上こういう法律が有効であるか無効であるかといふことは一応確かめる必要があるのではないかと私は思ひます。これはほんとうのことです。これをどういふふうにあなたのほうでは解釈されるか。

○野田国務大臣 いま私、門司さんにお答へしたとおり、四十五年度でももちろんこれは加算する。原則です。次には四十六年、七年、財政の事情といふことを書いておられますが、私、冒頭にお答へしたとおり、地方の自治体の意見を聞いた上で、その財政事情によつては四十六年、七年といふことにする場合がある。そういう考へ方を持つておられますといふことを私は冒頭お答へしたのであります。やはり門司さんの御指摘のように、地方自治体の意思を無視してかつてにやうといふ考へ方ではございませぬ。

○門司委員 かつてにやる意思はございませんと言つたところで、法律はちゃんとできちやつていふ。あるいは実施の段階になつて聞けばよろしいといふやうな考へかも知れないけれども、それではちよつと無理があるんですね。やはり前段でこれをお聞きになつて、地方の自治体に聞き合

せるということが、この法律のたてまえからいけば当然じゃないか。要するに、二十条は援用すべきじゃないか。總体的な考へ方としては援用すべきじゃないかといふ考へ方が私にはある。したがつて、いまの大臣の御答弁で私承認するわけにまいりませぬ。法律自体の解釈の問題でありますから、委員長にお願いして、法制局長官がだれか来ていただいて——こういう法律をこしらへたのは内閣の法制局に責任がないとは申し上げませんので、長官の意思を明確にしたいと思ひます。その通すわけにいかない。反対するしないは別の問題であります。法の内容が悪ければわれわれ法案には反対いたしますが、しかし法律自体が法律に違反しているといふやうなものを、ここで審議させられてはこつちがかなわぬのでありまして、そこまで私も遠慮するわけにはまいりませぬ。

したがつてこの問題は、私の質問が終わりまうでに法制局長官がだれか来ていただきたい。もしおいでがなければそれまで待つております。しかし、法制局長官がおいでになるまでの間、私はここですわつてじつとしてゐるわけにはまいりませぬので、少し妥協して話は進めてもいいかと思ひます。

この税法の中で私が聞いておきたいと思ひますのは……。(それは財政局長でいいだろう。法制局ははつきりしているのだ)と呼ぶ者あり)非常に大きな疑義がある。ちよつといふ難音が少し入つておりますけれども、私は法制局を通じていふことはよく知つてゐる。法制局を通らない法律はない。だから法制局に來ていただきたい。自治省の意見は大臣に聞いておられますので、私は大臣の御答弁で満足するわけにはまいりませぬから、法の番人である法制局長官なり法制局の人に来てもらつて、それで無理ではあるが違法でないといふ……。(時間が長い)と呼ぶ者あり)時間があるとかないといふことではあります。時間はきより一日ありますし、あしたもありますし、会期は五月二十五日までであるはずでありますから、

国会において時間がないからといって、法を曲げてこれを通そうなどという事は、国会議員の態度としてきわめて奇怪だと私は思う。やはり法律は法律らしく、疑義のあるものは疑義を解明してやらなければ困る。(それは門司先生、理事会があるんだから、理事会で言ってもらわなければ困るよと呼ぶ者あり)

○鹿野委員長 ちよつと速記中止。

〔速記中止〕

○鹿野委員長 速記を始めてください。門司君。

○門司委員 その次に私は聞いておきたいと思いますが、この法律のたてまえ上、最近の交付税の算定その他についてどういう処置をとられたかということがあります。これは事務的な問題でありまして、財政局長でよろしいと思いますが、法律のたてまえからいいますと、一体、交付税自身というものの算定の基礎となるべきものは、財政需要額と収入額とのアンバランスを埋めるという事になるが、その算定をする基礎になるものは、何といても町村からの積み上げ方式であるということがこの法律のたてまえであることは間違いない。だから十九条が設けられている。十九条を読んだら、地方がもしそうを言つてよけいとしたときにはこれを罰するということを規定が設けられている。ところが、交付税法ができてから今日まで、私はおそろく地方の自治体からの積み上げ方式というものが考えられたことはないと思うのですが、もしそういうものがたとえ何年度でもあったとすればこの際お示しを願いたいと思うのだが、私はおそろくないと思う。そういうところに、先ほどから申し上げておりますような、大臣限りでどういう処置ができるというような錯覚が出てきやしないかと私は思う。この法律のたてまえ自身というものは、あくまでも地方の自治体の自主性に基づいてその足りないところを補つてやつていくという調整財源であるということに間違いない。しかし、その一応の目安というか、それは申ししまし

ても、妥協してはいえ、そうは言つてもなかなかそうはいかぬじゃないかというやうなことで、一応の目安というやうなものが定められる形になつておつて、そうして自治省でこれをあなばいしてやることは事実であります。そこはこの法律の妥協点が一つあるわけでありまして。しかし、先ほど前段で申し上げましたやうなことが大臣限りでやれるということになりますと、いささか法のたてまえに戻つて議論をしない、今日のやうなあやまちをおかすと思ひます。したがつて、ぜひひとつ積み上げ方式がどういう形で、地方の自治体でこれによろしいと言つたのかどうかということ

ができてゐるのかどうか。私は、そうしないと、どう考えても、この法律をずっと読んでおつて、

いままですつと見ておるのでありますけれども、いままではいろいろなことがあつたけれども、いままでは過つてきつて、これでなければやれないんだというやうなことで見てきまして、けれども、今度のやうなことを大臣がつかつてにされるというやうなことになる、少しも戻つて議論をしなければならぬというやうな羽目に追ひ込まれてしまふ。法律は、さつき申し上げましたやうに、ちゃんと自主申告になつておるといふことがたてまえである。したがつて、十九条の罰則が設けられておる。いままのやうな形ですつと調べられるなら、おそろく罰則なんか要りやしない。十九条なんか、こんな目ざわりな条文は削つたほうがよろしい。これは実際目ざわりな条文ですよ。その辺自治省のほうではどういう処置をいままですつとされたことがあるかないか。あるかないかということだけでよろしくございしますから、もし御返事が願えるならばひとつしていただきたいと思ひます。

○細野政府委員 いままでこれによつて行なわれた例はございません。

○門司委員 私はそういうことだと思ひます。事実上なかなかむづかしい仕事である。そこで、その事例はないということになりますれば、それで

まあそれ以上追及しても私は始めからぬと思うが、なければならぬ。しかし、法のたてまえで罰則まで設けておる、嚴重に法律ができておるといふことは、あくまでもこの法律の交付の算定が基礎になるべきものは、地方の自治体が自主的に財政需要額と収入額とのアンバランスがこうなつておりますというのを申告されて、そして初めてその上で配分をしていくというたてまえになつておるといふことは、法律のたてまえ上明確であります。しかし、それがそのとおりに実行されてい

ないという事、きわめて遺憾なことでありまして、今日まで過つてきておりますので、それをこゝで取り戻してもとに戻せということには私はなかなかかかないと思ひます。

そこで、問題になつてまいりますのは、この法律の中でさつと見てまいりますと、交付の対象にする項目といふことが、法律用語では何といつておりますか、たとえば経費の種類であるとか測定単位といふやうなことを書いておられますが、経費の種類といふのがだんだんふえてきておるといふことですね。これは地方の様態が変わつてまいりますので、当然こゝういふものがあり得ると私は考へる。だから、これについて別に制限が法律的にあるわけでも何でもございせんので、よろしいかと考へております。

ただ、問題になつてまいりますのは、地方の自治体の現状が非常に大きく変わつております。財政需要を非常に大きく要求しなければならぬやうに変わつてきておるときに、これに十分に対応するだけのものがあるかどうかということが一つと、それからもう一つ考へていただきたいと思ひます。これは大臣に一応お聞きをしておきたいと思ひますが、これはあくまでも形は調整財源ですね。そこで、実際からいいますと、地方の自治体が今後伸びていくとする財政需要にはこれは入らないわけですね。たとえば道路にいたしましても、どれだけ延長があつて、そして舗装がどれだけある、あるいは補修にどれだけのお金がかかるというやうな見積もりだけしか書いて

ないのですね。あとこれを拡張するとか、あるいは舗装を延ばすとかいふやうな費用はここに見られないはずなんです。したがつてこの財源というものは、どこまでも補正財源であることは間違いない。ところが、地方の最近の需要というものは、補正財源も必要であるが、実際の問題は、伸びるところにお金がたくさん要するといふことなんです。それを多少補正しているのが人口であるとかといふもので補正をされておるやうであります。人口がだんだんふえてくるやうでありますから、学校の教室の数がふえたとか、あるいはクラスがふえたとか、多少さういふやうにはなつておるやうでございしますが、これはとてもやはりあとを追いかける仕事であつて、将来の考へ方ではない。

同時に、この中で私も非常に遺憾に考へておりますのは、最近において大都市で急速に伸びておりますやうなところでは、私の住んでおります横浜の例を一つ申し上げますと、教室の不足数は約一千教室といわれております。これはないわけじゃありません。二十年、三十年あるいは五十年もたつた古い校舎があつたり、プレハブの校舎があつたり、仮教室をやつておりますから。しかし、こゝういふものがほんとうの教室になるにはどれだけお金がかかるかといふことは、この算定方式ではどうしても出てこないものであります。さうなつてまいりますと、結局これはどこまでいつても補正財源、そこに私はこの税法を論議いたします場合にお互いに考へる必要がありはしないかといふこととあります。そういう態容補正がどこかでなされておるかどうかといふことであります。農業あるいは中小企業といふやうなものの補正についてと書いてありますけれども、実際のさういふ問題については数値といふものは、この法律の中から出てこない。しかし現実には、さういふ問題が地方では非常に大きな問題である。そのかみ合わせを一体どういふ形で求めていくかといふこと

が必ずしもこの二十条の規定の適用そのものの対象になるというふうには考えておりません。

○門司委員 何も二十条がそのまま適用するとは書いてない。二十条自身そう書いてないのだから。十条にも十五条にもそう書いてないのだから。地方の自治体に対する交付税を交付する取り扱いとしては、一応嚴重なこういう措置を講じて、地方の自治体としての自主性というものを非常に大きく認めているのであります。交付税だけからいっても、御承知のように、この交付税の算定の基礎というものは何も自治省がこしらえるのではなく、実際の法律のたてまえからいえば、地方自治体からの積み上げ方式になっておる。したがって、さっきもお話が出ましたが、十九条に罰則がある。地方自治体がうそを言ったときにはということがある。それと書いてある。そういう法律全体の態様から見ても、当然地方の自治体に配付されるべきお金が、大臣と大臣との間で——一体あの協約がよろしいかどうかということである。それは法律をつくれれば何でもできるということなら——イギリスのことばにも、法律は、男を女にすることはできないが、そのほかのことは何でもできるということがある。そのほかのことは何でもできるかもしれない。しかし、何でもできるからといって、法が法を曲げるような法律をつくることは、私はいささかどうかと考える。この点を聞いておるのである。学問的にそれは法律をつくれれば何でもできるのだからとおっしゃれば、これは何をか言わんやでありまして、それ以上議論の余地はない。しかし、私の考えとしては、二十条にそういう規定を設けておる趣旨からいえば、今度の処置は、少なくとも六団体、いわゆる都道府県知事あるいは市町村長、あるいはおのの議会の団体がございますので、それらの諸君にお聞きになるか、あるいは地方制度調査会に諮問でもされて、そうして一応のそういう処置がとられた上なら、これはあるいは考えられるかもしれない。しかし、何のことはない、大蔵大臣と自治大臣との間で取りかわして、さあおまえたち、こ

れを承認しろというて出されたって、私たちそれをなかなか承認するわけにいかない。その辺のいきさつを私はもう少し法制局に聞きたいのでありまして、法制局のいまの答弁のようなことになってまいりますと、一体地方財政と地方の自主性というものはどうなりますか。大蔵大臣は、交付税は地方の自治体の固有の財源であるということをはっきり言っております。地方の自治体の固有の財源が、当然配付されるべきときに配付されないで、大臣の意思によって年度を変えても配付することができるといふことになりまして、これは地方自治の財政上の大きな侵害だと私は思う。こういう侵害があつてもよろしいかということでは、これは地方の自治行政に対する財政上の大きな侵害だと私は思いますが、そうお考えになりますか。

○荒井政府委員 地方交付税のこういう特例を定めるにあたりましては、地方交付税の実情をよく考えざるを得ないということでございます。年度の終わりに近づくと、補正予算が提出された。それで国税三税の増収というものが出てきまして、それに対する三三〇の地方交付税というものが法律上当然に出てくるわけでございます。けれども、それが、これは自治省のほうからする御説明申し上げたと思ひますけれども、期間の関係もございまして、また、その予算の決定の背景には、そういう補正予算が組まれる可能性があり、それによつて地方交付税の増が出てくる。それを見合ひにいたしますか、引き当てにしてこの六百九十億を中心にした措置を考えようということでは、それは補正の要因がなかりせば四十五年度以降地方交付税として交付されるその財源に当たるものだというような実情がございまして、今回のような法案をお願いすることになったと思ひますが、その場合に、実質的に関係地方公共団体の意見をよく聞く機会を持たれるべきではなかったかという門司先生の御指摘の点は、私も心の中にしみて感じますが、実質的に大蔵省との間の予算折衝の過程で、交付税の税率の引き下げである

とか、各種の措置が対案として出されておつて、それに対して最善の案だということで、実質的には関係団体等もやむを得ざるものとして了承されるだらうというふうな自治省の御判断のもとにおやりになったやむを得ない措置ではないかというふうに考えておりますが、先生の御趣旨の点はまことにごもっともだと思つております。

○門司委員 これは、問題は、内容については第三部長の言われるように私もあらかじめ承知はしております。それから、同時にまた第三部長の言つたように、補正予算が組まれば、これは四十五年度にまた繰り延べられることになることは当然でありまして、それならそれでよろしい。同時に、この交換文書の中に、四十五年度に返すというなら、これはどうせ一年たな上げになるのだから——前段はあります。私も前から言わせるならば、そんなことはない、特例をこしらえて、四十四年度に配付してもいいし、四十三年度の分に加えて出してもいいじゃないかという。事務当局は、それは無理だ、行政上というよりも事務的に無理だというふうな答弁をするだらうと思ひます。期間が非常に短いので。しかし、それはそれといたしまして、四十五年度にこれを返すというなら、一応の筋が、あまりはつきり通つたのではないけれども、少し曲がりくねつたくらいで、どうせ使えないお金なんだから政府が使つてもいいじゃないかというふうなことが一応考えられます。しかし、内容を見ても、四十五年度に私わなければ六年か七年に払つてもいいようなことが書いてありますので、そうなつてくると、地方の自主財源というものを法律によつて曲げて国が取り上げるといふことはこの際許されないとありまして、私は、この問題について、委員長をはじめここににおいでになる自民党の各位も、地方自治体の財政をどうするということをお考えになれば、大臣の行為が少し越権だとお考えになると思う。もし私の意見に賛成がでないという人があれば、それは私のおかしいと思つておるのです。私は、固有の財源ですから、固有の財源であるものを、大臣の一存で配付ができないなんということ

はあり得べからざることをだと思ふ。だからこの点は、法制局のいまのお話ではありますけれども、ひとつこの際、大臣にあらためて大蔵大臣と折衝し直して、そこを削つておいて下さいというところも、非常にむずかしい相談かもしれないが、実際問題としてはどうしていただかないかと、私も目をつぶつて通すわけにいかない。地方の自治体はお金が足りなくて困つておるのだから、そのときに、たな上げするぞ、約束がこうだからといって、大蔵大臣が、いや四十五年度に返さなくてもいいように約束はできておるのだから、三分の一ずつ返すということになると、地方の自治体に申しわけがないのです。この点について法制局の見解は——これ以上時間がありませんので、私は無理には申し上げませんが、先ほどのお話のように、当然これは撤回されて、その約束をこでひとつ、大まかにまけても四十五年度には返すというふうな大臣から御答弁が願へば、私も納得するところか、法案自身に賛成はいたしませんけれども、そう私は小言を言わなくてもよろしいのじゃないかという気がいたしますが、このままでもその答弁がないということになると、委員会は三日でも四日でも続けて開いて、大蔵大臣にこへ来てもらつて大蔵大臣の意見を聞かないと、なかなかそういうわけにいかぬと思ふのですよ。

○野田国務大臣 門司さんの御意見、よく傾聴しました。私が先ほど申しましたとおり、諸般の事情はもう十分おわかりでございますから、かれこれ説明いたしません。地方財政を守るという点においては、私一生懸命やつたつもりで、あの六百九十億は、いま御指摘のとおり、それは特例をつくれれば別ですが、四十三年度は使えが四十四年度はあつた金は遊ぶのだというところは、これは実際問題です。それから四十四年度は影響がないということをお大體確かめまして、それから四十三年度の自然増収も七百数十億だ。その以内ならば一年間遊ぶ、これはいまの御指摘のとおりです。そこで、先ほどもお答えいたしましたように、私は

やはり地方財政の現状を見ますと、どうしても四十五年度で全額加算してもらおうというところは、私最善の努力をし、これはがんばってこの点の実現をしたい、こう考えております。したがって、分割という場合はこれはまた法律を出さなくてはならぬ問題でございますから、そういう場合はもちろん法律の御審議になるわけですが、私のいまの心がまえは、やはり四十五年度でもって全額加算するように強く折衝するし、また、それを実現させたいという強い腹がまえを持っております。この点で御了承を願いたいと思ひます。

○門司委員 大臣の一応の決意のほどがうかがわれたのでございますが、なお、私としては念のために大蔵大臣にこの点をひとつ聞いておかぬと、大蔵大臣なかなか強いですからね。そういうことで、いまの大臣の決意——決意というよりも、そう言われることが当然でありまして、とにかくこうでございまして、七年でもつけようということをお大臣言われるはずがないですから、当然の御答弁をされたら私は考えております。この問題は、ひとつ委員長はじめ皆さん方に、先ほどから申し上げておりますように、ほんとうに考えていただくべきで、こういう事例ができてきて、そして地方の財政が全く政府当局の思ひ通りに牛耳られるというようになりまして、地方の自治体の自主性も何もなくなってしまうのです。地方の自治体、自治体といいますが、行政だとかいろいろのことをいいますけれども、もとはやはり財政ですから、財政がなければいけません、仕事はできないはずであります。地方がたよりにするのは財政なんです。したがって、財政についてはぜひこの点をはっきりとひとつ配慮してもらいたい。私も野党でありますから、地方にそれほど大きな責任を負わなくてもいいかもしれないけれども、しかし地方の自治体の実情を見てまいりますと、必ずしもこれでよろしいという——お金はあるのだけれども、それはやれないよというところは言えないわけでありまして、

四十五年度までたな上げするということは、法律のたてまえ上一応解釈もできますし、どうせ配付できないものは使えない金だから、大蔵省が使つてもいいじゃないかという議論は、一応成り立つかもしれない。しかし四十五年度には必ずこれを全額地方に配付してもらおうということを、何らの支障なくやつてもらいたいというのでありまして、私が大蔵大臣にぜひひとつ詰めておきたいと思ひますことは、大蔵省というのはいろいろなことを言うところでありまして、財政がこれだけ伸びてきたから交付税の税率を減らそうなんて考えているところでありまして、取つてしまつたらなかなかおあいそれと返さぬと思う。この六百九十億をつけてごらんない、こんなに伸びてしまふじゃないか、地方の財政が伸び過ぎて、放漫になつて、むだ使いをするからというよりなわけのわからぬ理屈をつけて、必ずじやまをするのは火を見るよりも明らかです。このことを私は非常に憂うのでありまして、いまの大臣のおこぼれをぜひ実行していただきたい。

これについてはひとつ委員長も、委員長としてこの問題の処理をされるわけでありまして、大蔵大臣等についても、御迷惑ではございまいしょうが、しかし、委員会としてのよりよいも、むしろ大臣の御意向を、御迷惑でも大蔵大臣にひとつ伝えていただきますことを私はお願いをする次第でございまして、これは少し筋違いのようではありますけれども、大蔵大臣に見えませんが、そういう形でぜひひとつ処置をしてもらいたいというところを申し上げまして、あと討論その他があるようでありまして、この点について私はただ大臣の答弁をお聞きしたいというだけであつて、決して、納得しているものではないと思ひます。こういう悪例を残すということは、地方の自治体に対してはきつめて気の毒なことである、とるべき処置ではないということでありまして、これをまた法制局も、さっきのようなことで、法律をこしらへれば何でもいいたいことをやられると、法制局弱いかもしれないけれども、こういうものをこ

しらえてくれと頼まれれば、少しぐらい曲がつておつても、くねつておつても、それに合わせておつくりになるという、職掌柄私はいろいろなこともあろうと思ひますが、私は地方の自治体の問題については、そういうことを少し考えていたんだかといことを、ここに強く——私は警告とまでは申し上げませんが、お話しをいたしました、一応私の質問をこれで終わりますが、ひとつぜひ委員長にも、繰り返して申し上げますが、御配慮を願ひたいと思ひます。

○鹿野委員長 承知いたしました。門司委員の意思を、よく自治大臣と協力して大蔵大臣にお伝えすることにいたします。

これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○鹿野委員長 これより地方交付税法の一部を改正する法律案を討論に付します。

討論の申し出がありませんので、順次これを許します。堀川正十郎君。

○堀川委員 私は、自由民主党を代表し、地方交付税法の一部を改正する法律案に対し賛成するものであります。

今回の法案の内容について主として議論となつたところを検討いたしますと、第一に、地方交付税の総額については六百九十億円が減額され、翌年度に繰り越されることとされておりますが、これに対しては、昭和四十三年の自然増収額のうち六百八十四億円を昭和四十四年度に繰り越してきているので、本年度の地方財政の運営には支障がなく、また、このような措置は、今後においてはこれを行なわねばならないものとされているので、今回の措置はやむを得ないものと考えます。

第二に、地方行政施設の水準向上については、最近における社会経済の進展に対処するため急を要する問題であります。本年度においては過疎対策を含め、街づくり、地域開発のための事業の実施に対する財源措置が積極的に講じられておりますので、地方財政の立場から見て適切な措置であると考えられます。

また、公共用地の先行取得を推進するため、土地開発基金の設置のための財源措置が講じられていますが、公共用地の確保が地方行政のみならず地方財政にとって大きな問題であることを考えるとき、まことに時宜を得た対策であると思ひます。

さらに、公営企業の経営基盤を強化するため一般会計からの所要の繰り入れを増強していることも適切な措置であると考えます。

しかしながら、街づくり、地域開発の事業を計画的に実施するためには、今後とも一そう財源措置を充実していく必要があると思ひますので、今後さらに一そう積極的に所要の措置を講ずるよう希望するものであります。

以上をもつて本案に対し賛成の意を表するものであります。

○山本(弥)委員 私は、日本社会党を代表いたします。内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案に反対いたします。

以下その理由を申し上げます。

まず第一は、地方交付税の総額の特例でございまして、この点に關しましては、昭和四十三年度の地方交付税の改正の際に論議を尽くしたわけでありまして、四百五十億を国に貸し付けるといふ特例に對しまして、将来の地方財政の根幹に觸れる問題であり、きつめて重要な問題であるとして、その不当を追及したわけでありまして、この点は本年度限りであるという大臣の言明がありましたが、本年重ねて六百九十億を国に貸し付けるといふ不当をおかしたのでございまして、この点は容認できないところでございまして、地方交付税は、本来地方公共団体の地方自治を尊重しながらその財源を確保するたてまえであり、常に地方交付税は地方公共団体の側に立つての論議がなされたのでございまして、昨年、本年と引き続き国に貸し付けるといふ措置は、国の立場において地方交付税を論議される危険性を大きく

くはらんでおるわけでございます。われわれはこの点断じて容認できないのでございます。

第二の理由は、土地開発基金の特例でございます。附則におきまして土地開発基金を設けまして、団体を指定し、またその目的を定めたこととして、一部の地方自治体に配分をするというところは、地方交付税法の大きな違法であると思われるものでございます。今日地方公共団体の大部分は、土地の先行取得につきましてその必要性を認めておるわけでございますが、しかしながら、交付税法を侵かしてまで特定の団体に交付するということは、地方交付税の本質を離れ、政策的に地方交付税の配分を行なうおそれがあるわけでございます。われわれは今回の改正の第三項につきましては強くその削除を要求するものでございます。

第三は、地方交付税の補助金性格を深めてきたということでございます。今回の改正におきまして、経常経費と投資的経費を明確化いたしまして、動態的に地方自治体の実態を把握し、それに対して財源を付与するという努力をするというところは、かりに必要であるといはして、今日の道路計画をはじめといたしまして、多くの生産基盤の整備に重点を置き、生活基盤の住民に密着をした施策の充実をはからなければならぬとすべきにおきまして、この長期計画にのみ重点を置き、その財政を保障するという体制を強化してまいりますことは、多くの地方自治体の実態の把握にかえて欠くる点が出てまいるのはないかと考えるものでございます。私も、この交付税の性格につきまして、あくまで地方税制の根本的な改革と関連いたしまして、地方自治体の実態に即応する配分にとめなければならぬと存じておるのでございます。

第四は、過密過疎対策でございます。過密対策につきましては、自治省の調査によりまして、当面人口の急増地帯につきましては今後三カ年にその必要とする公共事業の充実に交付税の改正によりまして措置することが可能になっておる

のでございますけれども、過疎地帯につきましては、将来の圏域行政を拡充することによりましてそれらの問題を根本的に解決をつけるという考え方に立ちまして、十分な配慮がなされていくというわけでございます。今日、政府の怠慢による医療保障の抜本的改正のごときもいまだ解決を見ていないのでございます。今日過疎地帯における自治体とその医療機関並びに国民健康保険の実施につきましては非常に苦慮しておる点等も、今回の過疎対策では解決を見ていないわけでありまして、本年度におきましては、過疎対策の財源配分につきまして傾斜配分を強化しなければならぬと存じておるわけでありまして、これらも全く不十分な措置しかなされていくのでございます。

第五に、公営企業でございます。この点につきましても毎年論議されておるわけでありまして、多くの地方公営企業は公益性と独立採算制のワクの中でその運営に苦慮し、赤字は逐年増加をしておるわけでありまして、これらについて抜本的な改正の糸口を見出すというところは緊急のごときでございます。いたずらに公営企業に従事する公務員に對しまして、賃金の上昇を抑圧するということのみでは解決を見ない、この重要な問題につきまして十分な配慮がなされていくわけでありまして、

第六に、行政簡素化に関連いたしまして、本来都道府県警察であるべき警察官の増員につきましては、国の施策によりまして十分な配慮がなされておるわけでありまして、一方、他の地域住民に密着すべき職員につきましては、国の方針と同一基調のもとに地方公務員の削減を強化してまいっておるわけでありまして、したがって、必要な保健婦その他の職員につきましても、画一にその人員の削減の措置がとられておるわけでありまして、これらにつきましては、地域住民の社会福祉のために十分配慮すべきであつたにもかかわらず、その措置が講ぜられていないのでございます。以上、おもな点につきまして反対の理由を申し上げましたが、今回の地方交付税法の一部改正

は、真に地方自治体の希望する線に沿った改正がなされていくというところは明瞭でありますので、強く反対をいたすものでございます。

○鹿野委員長 折小野良一君。○折小野委員 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となつております地方交付税法の一部を改正する法律案について、反対の討論をいたします。

本年度の地方交付税法の一部改正に関連をいたしまして最も大きな問題となつておりますのは、自治大臣と大蔵大臣との間にかわされました覚書に基づいて、昨年度に引き続き、昭和四十三年度の交付税の自然増収の中から六百九十億円を昭和四十四年度国の財源として使用する措置がとられていることとあります。この問題は、国の財政の硬直化の打開策と、これに関連しての地方財政好転論から出たものでございますが、地方自治の確立と地方住民の福祉の向上、特に社会経済の激動的な情勢の中にあつて、新しい方向を模索しつつある地方自治体の立場からいまして、私どもは地方交付税についてのこのような措置に對しまして全面的に反対せざるを得ないのであります。覚書によりまして、別途地方交付税の年度間調整の措置を検討することを条件として、三三%の交付税率を当分の間これを固定し、今後このような措置を避けることとされたのであります。都市化の進行の中で過密の進行はきわめて多額の財政需要を生じさせ、一方、過疎は過疎を生んで、これまた特殊の財政需要を生んでおる事態からいまして、今日地方の財源をより一そう充実させなければならぬ時期にあると申すべきであります。私どもはかねて、このような社会経済の激動に伴う地方行政の根本的な改革を主張しているものであります。現段階におきましても、地方固有の財源を国に貸し付けることの不当はもちろんであるいは交付税率の固定化が、将来の景気の動向によつては、むしろ地方の財源を充実すべきであるという今後の事態に憂慮すべき根拠を残すものといわざるを得ないのであります。したがって、

交付税制度そのものにつきましても、地方税制を含む地方財政制度全般について検討すべき転機にきていると思ふのであります。

第一に、現在の交付税制度は、その基本的な性格におきましても、すでに財政調整の機能を果たすべきものから財源保障的な機能を果たすべきもの、こゝろふうに変わつてきていることとあります。したがって、第二には、それはより動態的に地方行政の現実に即応すべきものとならなければならぬのであります。もちろん今回の改正におきましても一応の改善は見られるとは申しませんが、の、あまりにも繁雑かつ細部にわたり過ぎて、かえつて重点的な効率化を阻害するものとなつているのであります。第三に、このことは地方自治の本旨に即した特色のある地方行政、特色のある街づくりに取り組むべき地方自治体の本来のあり方をむしろためしてしまつて、いわゆる中央集権的な地方行政への移行の道をつくる結果となつております。第四に、すべての施策をその経済性を重視するのあまり、人間性疎外の地方行政を押しつけることとなり、特に第五に、交付税制度で最も配慮されなければならない過疎対策につきまして、真にその根源に触れる対策となり得ないこととなつているのであります。

私どもは、これらの諸点につきまして、地方財政制度の根本的な改革の中で、地方交付税制度の再検討を行ない、激動しつつある地方自治体の実態とその将来に即応したものとしての抜本的な改善を心から期待いたしますのであります。

私どもは、このような趣旨からいまして、今回の地方交付税法の一部を改正する法律案に對して反対をいたすものであります。

○鹿野委員長 次は小濱新次君。○小濱委員 私は、公明党を代表して、地方交付税法の一部を改正する法律案に對して、反対の意見を表明するものであります。

その第一の理由は、地方交付税から国の一般会計へ六百九十億円貸し付けたこととあります。この貸し付けは四十三年度限りであると説明しなが

ら、本年度またしても政府は約束に反する同様な措置をとったことは、まことに遺憾であり、国民の不信を招くものであります。しかも、地方財政は四苦八苦しております。また、借金によりかろうじてささえられているにすぎず、決して地方財政は楽になっていないのが実情であります。その上、やらねばならぬ緊急事業は山積してあります。その二、三の例をあげれば、市町村道の改良及び舗装にしても、下水道施設、ごみの処理等、いずれも地方公共団体の公共施設水準はきわめて劣悪な状態であり、したがって、地域住民の生活基盤の整備促進についての要望を満たすには、あまりにもほど遠い感じを受けるのであります。このような観点からすれば、今回の貸し付け措置は全く納得がいかなないのであります。

第二の理由は過密対策であります。都市、特に大都市になるに従い、その流入人口は年々増加の一途をたどり、もはや過密の限界に達しているものであります。本来財源の豊かな指定都市ですら、膨大な財政需要に対応できなくなり、全部地方交付税の交付団体に転落している状態であり、しかも、四十四年度における政府の税制改正も、わずかに地方道路譲与税の配分基準の改正に終わっているものであります。このようなこそくな手段だけではまさに焼け石に水であります。政府はすみやかに過密対策の財政需要に対して、都市、特に大都市の財源対策をはかるべきであると思っております。

第三の理由は、公害対策であります。最近特に産業の集中及び交通の混雑による都市公害が顕著になっております。公害立法も促進されているが、住民の悩みは一そう深くなり、市町村は公害対策にはほとんど対処できずに困っている現状であります。政府は公害対策費について独立の項目を設け、実情に沿った補正を行なう等、積極的にその財源対策につとめるべきであると思っております。

第四は、都市の中小河川対策についてであります。爆発的に進行する土地の開発、都市化の波

は、ここを流域とする各河川に洪水時の流量の増加、沿川の過密化に伴う被害の増大等の問題を引き起こし、これら都市河川の改修促進が声を大に叫ばれている現状であります。また、人口密度の高い流域を流れる河川の浄化対策は、都市環境整備の一環としてその必要性が一そう痛感されているのであります。しかるに地方交付税の都市の中小河川改修等の経費については、水流の延長が短いにもかかわらず流域の人口は非常に多く、単位当たりの改修費が高くなっているのです。人口密度による補正を考へる等、政府は積極的にこれが事業費対策を講ずべきであると思っております。

第五は過疎対策であります。過疎といわれる地域では、年々人口減少によりバス路線の廃止、学校統合に伴う寄宿舎あるいはスクールバスの問題、また医療に關しては、医者の不足と国民健康保険の赤字、さらには消防団の不足と、それに伴い婦人も動員されるところも発生しております。そして、年々村はさびれていく一方であります。しかるに、今回の交付税改正で幾ぶん財源措置はされているが、これでは焼け石に水で、根本的に過疎振興の総合立法を行なうとともに、過疎地域に対しては交付税の思い切った傾斜配分等を行なうべきであります。

第六は、市町村道についてであります。国の道路五カ年計画の発表により、市町村道においても重点が置かれ、これに伴って地方負担も増大するので、交付税において市町村道の単独事業等についての補正を行なうなどして、十分な財政措置を講ずべきであると思っております。

第七は、土地取得に要する財政需要についてであります。土地開発基金等の設置について、地方団体が所要財源の一部を基準財政需要額に算入するため、昭和四十四年度において臨時措置として設けるとありますが、算入の対象となる地方団体は、先行取得の必要性から、臨時措置ではなく長期的に財源対策を講じ、総合的かつ効果的な運用により、事業の積極的な推進をはかるべきであると思っております。

と申すのであります。

その第八は、基地所在市町村の財源対策についてであります。御承知のとおり、基地所在市町村の財政需要は最近特に多くなっております。しかるに、現在の基地交付金の対象資産から、ドル資産並びに米軍及び自衛隊の資産の一部が除かれ、また、米軍人等についての自動車税は特別措置で大幅に減額されるなど、きわめて不合理な実情にあり、米軍人等については、基地所在市町村の財政需要を的確に把握して、基地交付金及び交付税において十分な財源措置を行なうべきであります。その他、現下の地方公営企業の根本的な再建対策について、昨年附帯決議が附されたにもかかわらず、ほとんど見るべき対策が現在のところないのであります。

以上の点につき、政府原案ではきわめて不十分でありますので、公明党は今回の地方交付税法の一部を改正する法律案に対して反対するものであります。

○野野委員長 次は林百郎君。

○林委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつております地方交付税法の一部を改正する法律案に反対の討論をいたします。

第一に、これは各野党委員がすでに触れておる点でありますけれども、このたび、国は、昭和四十三年度に引き続いて、四十四年度においても、地方交付税六百九十億を借り受け、これを四十五年度に返済する、ただし地方財政の事情によつては、四十六、四十七年度までに分割返済するということについてであります。この点であります。現在、地方団体の公共施設や事業の水準は、自治省が発表したところによつても、市町村道の改良率は二・一％、舗装率は実に四・五％という状態であり、また、下水道の普及率は人口集中地区面積の二四％、し尿処理の四〇％は海洋投棄、その他の公営住宅、保育所等の施設は、住民の要求に大きくかけ離れたものであります。たとえば市町村道の改良率、舗装率をとにかくに五〇％まで高めるにしても、現在の事業量で見

ますと、七十年から八十年もかかるという状態であり、このような現状は、いささかも地方財政富裕論が成り立つ余地のないことを明らかに示しております。

それにもかかわらず、今回再び六百九十億を国に貸したという事実は、これがどういふ形にしろ、国のいう地方財政好転論を事実上自治大臣が認めたことでもあります。また、地方団体固有の財源である地方交付税を、国の都合で減額調整をするというものであつて、これは地方交付税制度の原則を一方的に踏みにじつたものであります。しかも地方交付税法に定められた自治大臣の権限を明らかに踏みはずして取りかわした大蔵大臣との覚書の第一項の中で、別途地方交付税の年度間調整の措置を検討すると約束しております。また、特別会計を設けて地方財政の長期的、計画的な運営をはかることも必要であるということを目下自治大臣が本委員会において答弁しておるところを見ましても、地方交付税が地方団体固有の財源であるという従来の基本的立場をくずしておるといって差しつかえないと思つて、現行の地方交付税制度は、言うまでもなく地方団体固有の財源であつて、これを自治大臣と大蔵大臣の覚書でこの基本的な立場をくずすわけにはいかないものであります。このたびの改正は、この現行の地方交付税制度を根本的に変質させ、国の財政に從属させる道を一そう大きく切り開いたものといわざるを得ません。これが反対の第一の理由であります。

第二に、基準財政需要額の算定が、都市化に伴います基盤整備事業や、いわゆる総合農政による農業基盤整備事業等、国の施策にあわせまして重点的に算定されている点であります。また、費目ごとの基準財政需要額について、それを通常の経費と投資的経費の区分を明らかにするということによつて、一般財源であるべき地方交付税に対して、すでに財政運営の指標を示すものとしての国からのひもつきの役割りを高め、地方団体の財政運営に対する政府の干渉を一そう強めようとするのであります。たとえば

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方財政の現状にかんがみ、左の諸点に留意すべきである。

- 一 地方交付税の年度間調整が行なわれる場合は、地方自治の本旨にのっとり、地方公共団体の自主的運営がそこなわれないよう配慮すること。
- 二 地方交付税制度の趣旨にてらし、過疎地域に對しては、地方交付税の配分等を通じてその財政措置を一層強化すること。
- 三 公害対策の現状にかんがみ、地方公共団体が行なうべき事項についての財政需要を地方交付税に十分反映するよう検討すること。
- 四 土地取得に要する財政需要については、臨時措置でなく長期的な財源対策の確立に努めるとともに、条件をつけその使途を制限する

ような指導を行なわないこと。

五 地方債については、政府資金の充実ははかるとともに、地方公営企業における国庫補助制度を拡充し、借換債を拡大するほか、公営企業金融公庫については、出資金を大幅に増額する等その機能の充実強化に努めること。右決議する。

以上であります。何とぞ皆さまの御賛同をお願いいたします。

○鹿野委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鹿野委員長 起立総員。よって、保岡武久君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

自治大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。野田自治大臣。

○野田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を尊重して善処いたします。

○鹿野委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鹿野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鹿野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕